

I) パラグアイ

【要旨】

- 大豆、トウモロコシ、牛肉の世界有数の輸出国で、大規模農家が農地の大部分を所有している一方、小規模農家が圧倒的であり、大規模農家と小規模農家の格差が問題となっている。
- 「農業の戦略的指針 2014-2018」が策定され、農業競争力の向上、食料安全保障と家族農業の強化、気象変動リスクへの対応等を農業政策の柱として挙げている。
- 小規模農家については、政策に関する情報は組合や普及員を通じて得ていることから、これらの組織の強化が重要である。政策策定能力はあるものの、政策の実施については問題がある。
- 大規模農家、小規模農家とも経営面での能力構築を必要としているため、普及組織を活性化することにより、この分野の指導を強化する必要がある。



Asuncion近郊の農村



La Colmenaの農村

1 農業の概要

パラグアイは、南米大陸のほぼ中央に位置する人口約 660 万人（2014 年）の小国である。国土は、日本の約 1.1 倍に相当する約 40 万 6 千平方キロ、1 人当たり GDP は約 4,728 ドルで、国連と世銀が定義する世界の国々の所得グループでは、高中所得国（Upper-middle-income economies, \$4,126-\$12,735）に分類されている¹。

表 1：パラグアイの概要²

人口（100万人，2014年）	6.6
面積（平方キロ）	406,752
農村部人口割合（％，2014年）	41
GDP（100万米ドル，2014年）	30,983
一人あたりGDP（米ドル，2014年）	4,729
農業生産のGDPに占める割合（％，2014年）	20.9
穀物平均単収（kg/ha，2013年）	3,683
穀物生産指数（2004年～06年の平均=100，2013年）	169.0
土地面積（平方キロ，2014年）	397,300
土地面積のうち農地の占める割合（％，2013年）	54.3
土地面積のうち耕作適地の占める割合（％，2013年）	11.3
肥料消費（kg/耕作適地1ha/，2013年）	96.9

大豆、トウモロコシ、牛肉をはじめとした農牧畜業は、同国の主要産業で、穀物生産は、2004～2006 年の平均値から、2013 年までに、169%の伸びを示している。同年、GDP 成長率は 13.6%の高成長を記録した。とくに主要な輸出品である大豆、トウモロコシについては、下図に示すように、90 年台の終わりから、急速に生産量を増加させている。

¹ 所得グループは、世界銀行ウェブサイト掲載の分類を使用した。

² 世界銀行ウェブサイトのデータベース掲載の数値をもとに、当社作成。面積のみ、日本国外務省ウェブサイト「パラグアイ共和国基礎データ」を使用した

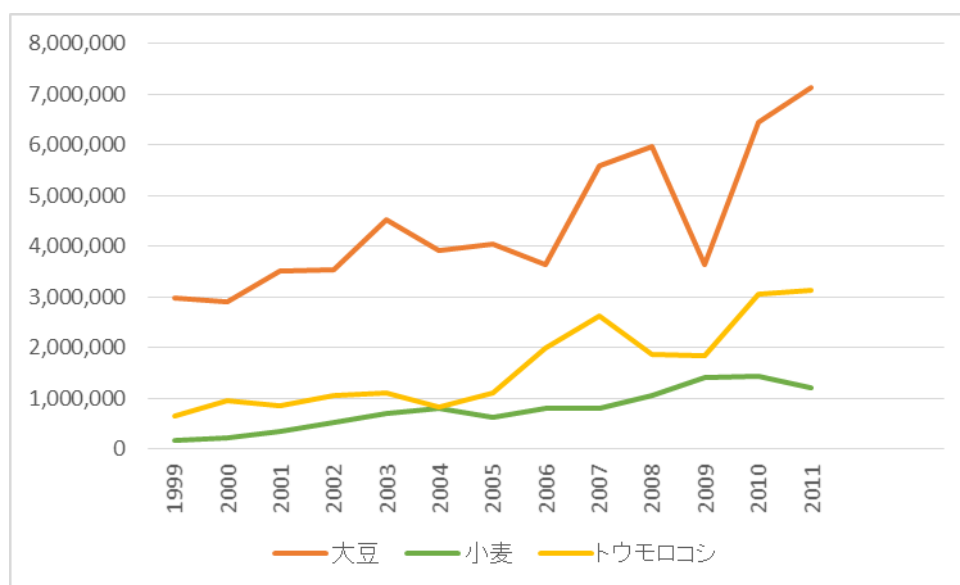


図 1: パラグアイの穀物生産量の推移 (トン) ³

メルコスル（南米南部共同市場、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ）諸国の中では賃金が低く、総人口の 73.7%が 34 歳以下で構成されるなど、若年層が多い。周辺諸国と比較しても労働コストが低く、近年、自動車部品、造船などの分野で、外国企業の進出も活発化している。

食料生産・輸出国としても近年、プレゼンスを高めており、とくに大豆輸出では世界 4 位、トウモロコシ輸出では世界 6 位とされる。食肉でもおもに牛肉の生産に力を入れており、世界 6 位となっている。おもな輸出相手国はブラジル、ロシア、アルゼンチン、チリ、ドイツとなっている。南米の二大国であるブラジル、アルゼンチンとの貿易は活発で、パラグアイ経済は、両国の経済情勢が反映される。

表 2: パラグアイの主要輸出品⁴

大豆輸出	世界4位
大豆生産	世界6位
大豆油輸出	世界4位
大豆搾りかす輸出	世界5位
ユカ（芋）スターチ輸出	世界4位
とうもろこし輸出	世界6位
食肉輸出	世界6位
小麦輸出	世界10位

³ パラグアイ農牧省の提供資料を基に当社作成

⁴ 在日パラグアイ共和国大使館の資料「パラグアイ共和国 チャンスに満ちた国」（2014）に掲載されたデータを基に当社作成

南米大陸のほぼ中央にあり海に接していないため物流の面で不利があるが、法人関連の税制では、メルコスル諸国でも低い税率を設定するなど、外国投資の呼び込みに力を入れている。

表 3：パラグアイの税率⁵

	パラグアイ	アルゼンチン	ウルグアイ	ブラジル
法人税	10%	35%	25%	34%
個人所得税	10%	35%	25%	27.5%
付加価値税	10%	21%	23%	25%

パラグアイの農業は、農業大国であるブラジル、アルゼンチンと同様に、大規模農家が、農地の多くを占める構造となっている。500 ヘクタール以上の農地を所有する大規模農家が経営体数では全体の 2.6%にすぎないが、農地面積の 85.5%を占める構造となっている。反対に、20 ヘクタール未満の小規模農家は経営体数では全体の 85.3%を占めているが、農地面積では 4.1%を占めるのにとどまり、平均面積は 5.5 ヘクタールとなっている。本調査においては全体の 85%を占める小規模農家に対して、政府がどのような支援を実施しており、小規模農家のニーズに合致しているかどうかを把握することが大きな課題となる。

表 4：パラグアイの農業構造⁶

区分	経営体数	農地面積(ha)	平均農地面積
小規模 (20ha 未満)	241,956(85.3%)	1,340,096(4.1%)	5.5
中規模 (20～500)	40,232(13.9%)	3,379,764(10.4%)	84
大規模 (500ha～)	7,478(2.6%)	27807215(85.5%)	3718.5
計	289,666		112.3

農地を巡る格差問題は、『土地なし農民』の活動の広がりなどとして表面化している。土地なし農民を名乗るグループは、頻繁にデモを実施し、農業改革、農業保険、小規模農民への資金援助の拡充などを求めている。2012 年 6 月には、土地なし農民のグループが、大規模農場を占拠。排除のために投入された警官隊と農民グループが衝突し、17 人が死亡した。農地改革の遅れや、その後の対応で混乱を招いたことなどをきっかけに、大統領と議会が対立し、フェルナンド・ルゴ大統領が弾劾される事態となった⁷。

⁵ 同上

⁶ 農林水産省「パラグアイ農業の概要」（2010 年 7 月）

⁷ 在パラグアイ日本大使館「パラグアイ定期報告政治情勢」（2012 年 6 月分）

2 農業政策の概要・目的

パラグアイでは農業は最も重要な産業と位置づけられている。農業は 2013 年で、国内総生産（GDP）の約 2 割、農業関連の輸出は総輸出の 8 割を占めている（2011 年）。労働人口の 45%は農業従事者である（2011 年）。同国の経済は農業生産に大きく依存しており、悪天候や、国際価格が目立って下落した年には、経済成長率の大幅な下落にもつながる傾向がある。2011 年、2012 年には、主力輸出品の一つである牛肉に関連して、牛の口蹄疫感染が確認されたため、貿易額の大幅な減少につながった。

主な生産作物は大豆、トウモロコシ、綿、タバコ、コーヒー、サトウキビなどが挙げられる。フェルナンド・ルゴ政権（2008 年 8 月～2012 年 6 月）は政府開発方針である「2008-2013 年社会経済戦略プラン」を策定した。パラグアイ経済を支える農業、特に農地および農業改革は同戦略プランの重要な六つの柱の一つとされており、具体的には土地所有に関する法制度整備、食の安全の強化、土地無し農民と交渉する機会の創出、農民に対する川上から川下までの支援を実施するとした。

農業従事者の 8 割超を占める小規模農家支援は国家開発の最重要課題として位置づけ、「農業改革と家庭農業支援」、「貧困農村部における保健医療および教育プログラム」といった貧困削減に直結する政策を打ち出した。日本政府も小規模の支援を重視しており、これまで貧しい農民の生計向上につながる支援を中心に援助を続けている。また、インフラ整備の遅れから、収穫された農産物の輸送にも大きな課題を抱えている。

ルゴ前大統領の弾劾裁判後の 2013 年 8 月、コロラド党のオラシオ・カルテス大統領が就任。政権交代後に、農業セクターの指針として「農業の戦略的指針 2014-2018（MEA:Marco Estratégico Agrario 2014-2018）」が策定された。同指針は、次のような政策の柱を掲げている

8。

- ・ 農業競争力の向上：生産者向け技術情報へのアクセス改善、バリューチェーン強化によるビジネス環境改善と雇用の創出、技術指導の強化
- ・ 食料安全保障と家族農業の強化：食料増産、農家の生計向上、自然資源の活用、女性、若者、先住民の参加の促進、農地の分配の改善
- ・ 環境サービスと持続可能な森林開発：森林保護に関する啓発、林業セクターのマネジメント強化、民間の林業投資に関する適法性の確保、植林やアグロフォレストリーなどへの投資の促進、林業セクターへの金融支援の強化
- ・ 水産、畜産の発展：自家消費と市場向けの畜産の振興、中小規模農家への近代的畜産・漁業の導入促進、環境負荷の低減
- ・ 気候変動リスクへの対応：農業気象情報の充実、気候変動に対応した林業、農業マネジメントの推進、気候変動に対応する制度整備

⁸ Ministerio de Agricultura y Ganaderia “Marco Estratégico Agrario, Directrices Básicas”, Diciembre de 2013

- ・ 社会的統合、雇用促進、農村での創業促進：農業、非農業分野の起業促進、雇用機会の創出における男女の機会均等化、非農業分野の財とサービスの生産促進を通じた雇用創出

このほか、外国人による農地購入については原則、制約を設けていない。この結果、ブラジルなどから積極的な農業投資が行われ、パラグアイの農業を牽引している。一方で、ブラジルをはじめとした大資本の投資は、小規模農家と、企業体による大規模農業の格差が拡大する要因にもなっている。

農業保険制度をめぐるのは、全国農民連盟（FNC）が 2013 年 3 月、小規模農家を対象とした、公的な農業保険の導入を求めて、大規模な道路封鎖を実施した。連盟は、政府が以前約束した、綿花の生産者に対する総額 2,000 万米ドルの補助金の支払いも求めた⁹。農牧省への聞き取りによると、いまのところ公的な農業保険や価格補償は制度化していない。大規模農家は民間企業の保険を利用しているところが多い。将来的には、保険料の一部を政府が助成することで、農業保険を普及させる方針である。2016 年には農業保険制度を試行する予定だ。

一方で、小規模農家に配慮する政策も打ち出している。2014 年 7 月、農牧業法人税から農牧業収益税に移行する制度変更が行われた。農牧業法人税は、農地の生産性が税額算定の基礎となっていたが、農牧業収益税は、実際の利益を算定の基礎とする¹⁰。収益性の低い小規模農民に配慮し、大規模農業経営からの税収を厚くする政策変更と言われる。税率は 10%で、野菜、豆、果物、家畜などの農牧産品についてはこれまでは非課税だったが、新しい税制の導入に伴い、5%が課税されることになった。パラグアイ政府は 2015 年の推計で、新しい税制の導入で 2 億 5 千万米ドル、付加価値税の導入により約 7 千万米ドルの税収増を見込んでいる。

2013 年 10 月には、大豆、小麦、トウモロコシなどの穀物の輸出にたいして最大で 10%課税する輸出税がパラグアイの下院で可決、成立した。これに対して、カルテス大統領（2013 年 8 月～）は、穀物の国際競争力を阻害するとして、拒否権を発動した。パラグアイの主要輸出品である大豆は、米国、ブラジル、アルゼンチンに次いで、世界 4 位の輸出量となっている。

アルゼンチン、ブラジル、ボリビアと国境を接するパラグアイは、密輸対策も大きな問題となっている。2014 年 7 月には、アルゼンチンからの大規模なトマトの密輸が摘発されている¹¹。

農牧省の担当者によれば、2008 年の国勢調査結果では、パラグアイには 24 万世帯の家族農家（小規模農家）がいる¹²。大規模農業による穀物生産は急成長しているが、家族農家に

⁹ 在パラグアイ日本大使館「パラグアイ定期報告政治情勢」（2013 年 6 月分）

¹⁰ 在パラグアイ日本大使館「パラグアイ経済報告」（2014 年 4 月分）

¹¹ 在パラグアイ日本大使館「パラグアイ経済報告」（2014 年 7 月分）

¹² 以下は、2015 年 9 月 14 日のパラグアイ農牧省担当者への聞き取りから

については、あまり成長していないという。農牧省の農業普及局が、全国 180 か所に事務所を設置し、家族農家への技術支援を提供している。いまのところ 24 万世帯のうち 10 万世帯に支援が届いているという。現在、同国には普及員は 800 人の普及員がいる。

普及の分野で農牧省がもっとも力を入れているのが、組織化だ。農牧省としては、個別の農家に対して直接支援することではなく、一定程度組織化が進んだ農業従事者の団体に対して、インフラ整備を支援する。支援の内容としては、灌漑設備、井戸の掘削、牛など動物の品種改良などがある。

農牧省は、全国各地で実施している研修で、組織化の必要性を強調している。農業資材の共同購入、規模の大きな組合に対しては、貯蔵施設や乾燥機、流通センターなどの整備支援など、組織化のメリットを農家に伝えることで、農協の結成や参加を促している。

生産の多い地域は降雨に恵まれており、灌漑設備は必要でない地域も多い。ただ、単収の向上のために、灌漑を必要とする地域も多く設備の普及は課題となっている。灌漑設備を導入する際に、自己負担 3 割、政府が 7 割を助成する制度がある。コメについては、灌漑を使っている。コメの作付面積は 4 年前の 6 万ヘクタールから直近は 14 万ヘクタールにまで伸びているという。コメは、隣国ブラジルに輸出されるが、ブラジル経済の低迷が、米農家が直面するリスクだという。

若者の就農がパラグアイでも課題となっている。農牧省が農村部で実施した意識調査では、就農したいと答えた若者は 10%にとどまった。

3 政策の農家への浸透度

現地調査では、首都アスンシオンの近郊で野菜を生産している小規模農家、首都から車で 2 時間ほどのかつての日本人入植地ラ・コルメナで果樹やトマトなどを生産している小規模農家から聞き取りを行った。

家族単位で農業に従事しているため、世帯主らの意識が、農業政策への認知を大きく左右していると考えられる。ラ・コルメナの日系農家については、日系農協に強固な組織力があることから、農業政策や政府の動向に関する情報を有していた。一方で、日本人入植地の周縁部にあたる地域で、数年前に農業を始めた農家は、政策に関する情報はまったく有していなかった。

アスンシオン近郊の野菜農家も、世帯ごとに、農業政策に関する知識はばらつきがあった。都市近郊であれば、情報入手には問題がないことから、世帯主の意識や、地域の農協への参加の度合いで、政策に関する情報量にも差が出てくると考えられる。

4 政策と農家のニーズのギャップ

普及員の人数について農牧省は 80 世帯に 1 人程度としている。南米の周辺国とくらべても、極めて高い水準だと考えられ、普及員数としてはギャップは存在しない。しかし、普及員を通じて具体的な指導を受けたとする小規模農家は限られており、稼働状況は不明だ。農協を通じての支援も、どの程度実施されているかは明らかでない。各地の途上国政府と同様に、政策も要員も配置されているが、予算不足、基礎自治体レベルの普及員の能力不足などが想定できる。

近年の通貨グアラニの下落で、種子、肥料、農薬などの資材価格は高騰しているという。農家のコスト負担は増加しており、ボリビアと同様に、数千ドルから数万ドルの借入れを抱えている農家は少なくない。物価水準の低い安いパラグアイでは、かなりの返済負担が重い状況だ。政府系の金融機関がプロジェクトを実施するなど、政府は金融教育の重要性を認識しているが、広く様々なレベルの農家に教育が届くまでには至っていないだろう。普及員と同様に、政策はあるが、実施の面で課題がある分野といえる。

5 ギャップが生まれた理由の分析と提言

第一に、政策実施の充実である。農牧省は、大規模農家向けの生産・輸出振興にとどまらず、中小規模の農家向けの様々な政策を打ち出している。しかし、農業の現場レベルでは、政策的な支援が十分だと感じている農家は限られており、政策と実施の間にギャップが存在すると考えられる。政策立案面では、政府は十分な能力を有しているが、実施の面では、なお課題が残っているといえるだろう。限られた予算での実施には困難がともなうが、政策を具体的なプロジェクトの実施レベルで成功に導く能力の強化が必要だろう。

第二に、普及員制度の活性化である。各地の途上国で見られるように、政策はあるが実施が伴わないケースと想定できる。政府は政策をつくったが、実際の現場レベルまで政策効果が届かない背景には、予算不足や能力不足が考えられる。生産者 80 人に農牧省の普及員 1 人とされ、充実した普及員制度が構築されている。充実した制度が、どのように稼働しているのかをモニタリングし、活性化することが、政府側の「他国とくらべても充実した制度」と、農家の「政府の支援はほとんどない」という意識のギャップを埋める取り組みと考えられる。

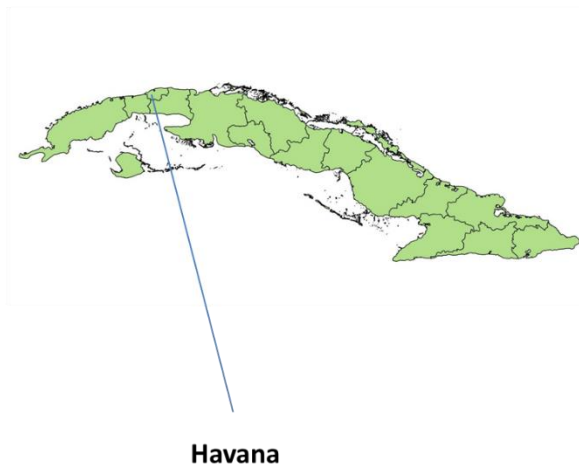
第三に、経営指導の充実である。農家のコスト負担は増加しており、数千ドルから数万ドルの借入れを抱えている農家は少なくない。収穫が少ない年が続けば、担保として提供している土地を差し押さえられ、農業を続けられなくなるリスクを抱えている。パラグアイでは数ヘクタールの農地でも 5～6 人の労働者を雇用して、野菜などを生産している農家が多く、日本の中小企業経営者に相当する。収穫年度ごとに現実的な資金計画を立てて、

経営する必要があるが、経営感覚のある農家は限られている。労働者を雇用する農家が多いだけに、経営指導の潜在的なニーズはあるが、農牧省の政策メニューには含まれていない。農牧省は技術指導には力を入れているようだが、経営面での指導も強化することで、小規模農家のニーズを満たすことにつながると考えられる。

J) キューバ

【要旨】

- ソ連圏の崩壊に伴いそれまでの機械化、多投入を前提とした大規模農業から有機栽培農業への転換を図っている。サトウキビから他作物への切り替えが必要とされている。自給率を向上させるために、生産性の向上が望まれている。土地は国が所有しているが、協同組合を設立して、そこに利用権を与えることにより土地利用の民営化を図っている。
- 2011 年の「党と革命の経済・社会政策指針」が国の農業政策の基本となっている。政府の政策は **Politica**（政策）と呼ばれる文書に示されている行程に従って実施される。
- 党組織を通じて、政策が農民レベルにまで浸透している。政府の施策は **Politica** に従って厳密に運用されているため、農業組合でも政府の政策についての情報を得ることが不可欠とされている。
- 種子、肥料、農薬、農業機械等の生産資材が圧倒的不足しているので、米国との国交正常化に伴い、民間活力の利用、民間の投資によりこれらの生産資材を調達する仕組みを構築する必要がある。また、それを可能とするための技術的サポート、普及サービスの向上が望まれる。



Havanaの市場



UBPC (協同組合)

1 農業の概要

キューバは、本州の半分ほどの約 10 万 9,884 平方キロメートルの国土に、約 1,127 万人（2013 年、世銀）が暮らす。観光、砂糖、タバコなどの農林水産業、ニッケルなどの鉱業が主要産業とされ、ハバナなど都市近郊の有機農業が盛んなことでも知られる。東方山系であるマエストラ山脈は、南方斜面が急な断崖をなす一方で北方斜面は緩慢で、北方海岸に繋がる山地との間にはカウト川流域の中央低地が発達しており、キューバの主要な農業地域に数えられている。西部山系であるオルガノス山脈はカルスト地形で、周辺の丘陵地は、石灰岩の風化土であるマタンサス土壌で覆われており、肥沃で排水が良く栽植農業地として適している。東部と中部、そして西部の山岳地を除けば、島の大部分は 200m 以下のなだらかな起伏の丘陵地や平野であり、土壌も大半は肥沃で、大規模な機械化農業の生産にも適した土地となっている。

土地所有に関しては、キューバは革命以来大きな政策の転換が繰り返されてきた。1959 年 5 月 17 日の第一次農業改革法 (**Ley de Reforma Agrícola**) が行われるまでは、多くの土地が大規模農家（ラティフンディオ）（主要な部分は外国人）の所有となっていた。この改革により土地所有が最大 402ha に制限された。この中で、1961 年 5 月には、主として 67ha 以下の土地を所有する小農をメンバーとする全国小農協会 (**Asociación Nacional de Agricultores Pequeños, ANAP**) が設立された。ANAP は小農の利益代表として現在でも活発な政治活動を続けている。

1963 年 10 月の第二回目の農業改革法により、農家の土地所有は最大 67ha に制限された。その結果、全国で 9000 箇所の農場が接収され、大規模な国営農場と小規模な私有農の二本立ての体制が確立した。国有部門の農地面積は全体のほぼ 60%、私有部門は 40% となり、その割合は第一次農地改革終了時点とくらべ逆転した。

キューバでは、農業協同組合の育成が国策として図られてきた。第 1 次農業改革の過程の中で「信用サービス協同組合」(CCS) が形成されている。これは政府からの資金の借入れや、農機具、種子、肥料などの援助受け入れのための組織であり、今日においても私有農の主要な組織形態の一つとなっている。更に、1975 年からは農牧畜業協同組合

(**Cooperativa de Producción Agropecuaria: CPA**) が作られはじめたが、CPA は土地を所有する農民が共同して設立し、土地を協同組合の所有とし、賃金や利潤は労働時間に応じて分配するという形態をとる。CPA と CCS は 1982 年の農業組合に関する法律 36 号により、法的な基礎が与えられている。

このような施策がとられたにも関わらず、1980 年代には機械化、多投入を前提とした大規模農業への転換を目指したために、国営農場のシェアが上昇し、ソ連が崩壊することによる経済危機に突入する直前の 89 年末には、各部門の農地のシェアは国営農場が 82%、CAP が 8%、CCS が 7.5%、自営農が 2.5% となった¹³。

¹³ 後藤政子 神奈川大学「90 年代のキューバにおける農業政策転換の基本理念」

このような中で、今までキューバ経済を支えていたソ連が崩壊し、キューバはこれまでのソ連圏に依存した経済発展戦略の全面的見直しを迫られ、農業政策の上でも自給率の向上、有機栽培農業の推進、国内資源を活用した産業発展（サトウキビの絞りかすを利用したエネルギーや薬品、飼料、バイオテクノロジー製品の開発）などが新しい戦略として採用された。そのなかで 1993 年 10 月、共産党政治局は(1)国営農場の規模縮小、(2)新しい協同組合形態である「協同生産基礎単位」(Unidades Básicas de Producción Cooperativa, UBPC)の設立、(3)タバコ、コーヒー生産者への土地供与、(4)食料自給力の向上のための菜園地の貸与からなる、新しい農業政策を打ち出した。これは、大規模農場の分割と小農の新たな形成という点で、第一次農地改革以来の伝統的農業政策の抜本的転換であった。

UBPC は Decree-Law No. 142 (1993 年 9 月)によって法的な基礎が与えられている。UBPC は土地の利用権 (usufruct) を国から与えられている。UBPC を設立するためには、Cooperativa に関する法律に準拠していること、同じ考えを有する参加者がいること、参加者の投票によって選ばれた議長がいることなどが必要である。

現段階では、土地の所有は 29 % が国有地、71 % が民間の所有となっている。このうち 38 % が CCS、8 % が CPA、25 % が UBPC に属している¹⁴。

過去、キューバでは大規模な奴隷制砂糖プランテーションが発達し、1840 年代には世界最大の砂糖生産地となった。サトウキビは現在でも重要作物である。しかし、国際価格が下落し、また、生産性（収量）が極めて低いためにサトウキビの生産面積は著しく減少し、結果として耕作されていない農地が大量に発生している。そのような土地の有効活用が問題となるが、南部ではコメ、北部では果物や野菜が有望視されている。

キューバは多くの食物を輸入に頼っている。キューバの基本的な食材は、穀物（コメ、インゲンマメ (frijoles)、小麦）、Viandas（サツマイモ、malanga, yuca, バナナ等）と野菜（トマト、ペッパー等）であるが、小麦はキューバでは生産していないため、すべてを輸入に頼っており、コメの自給率は 30～40 % となっている。自給率を高めるためには、生産性の向上が重要であり、トウモロコシでは、収量を現在の 2 t/ha から 5 t/ha、コメでは、現在の 3.5 t/ha から 5-6 t/ha に引き上げることを目標にしている¹⁵。

2014 年 12 月には、米国との国交正常化交渉を開始することを発表。日本を含めた各国からの援助、投資の拡大が見込まれている。日本の岸田文雄外相も 2015 年 4 月 30 日～5 月 2 日にキューバを訪問し、日本政府側から、本格的な無償資金協力の開始、経済関係の強化などを提案した。国交の正常化と経済制裁の緩和に伴い、米国が今後キューバへの食料輸出を増やすことが予想され、それがキューバの食料需給に影響を及ぼすことが考えられる。

¹⁴ キューバ農業省国際関係担当事務所からの聞き取り (J-1)

¹⁵ キューバ農業省国際関係担当事務所からの聞き取り (J-1)

2 農業政策の概要・目的

2008 年 2 月のラウル・カストロ議長就任以降キューバにおいては数々の政策の転換が行われた。まず、2010 年 9 月には、公的部門労働者の 100 万人削減計画を発表し、政府の財政負担を軽減する制度改革をはじめた。国民全員に最低限の生活を保障し、完全雇用を目指す政策を放棄し、国民に自助を求める政策へと転換を図っている。更に、2011 年 4 月の第 6 回共産党大会で、「党と革命の経済・社会政策指針（Lineamiento de la Política económica y social del Partido y la Revolución）」を承認し、経済改革を本格化させた。

2011 年の党大会以降、農業分野でも急速な自由化、市場経済化、地方に政策決定権を移譲する地方分権化が進んでいる。キューバ農業の最大の課題は、15%程度しかない食料自給率の拡大である。ラウル政権も、農業生産の拡大は、最重要政策の一つとしている。根菜、葉物野菜の生産は減少傾向にあり、穀物や柑橘類の生産も低迷している。

2011 年の経済社会政策方針は 317 の個別の指針を含むが、そのうち 38（指針 177～214）は農業に関するものである。キューバにおいては、指針は政策の方向性を与えるものであり、それに従った法律が整備される。更に、その政策を法律に従って実施するためには、Politica（政策）により道筋を明らかにする必要がある。Politica はロードマップのようなものと理解される。現在、農業に関連している Politica は 31 ある。例として、2009 年に採択された「土地利用の均衡化のための Politica」がある。他の Politica として 2012 年の「協同組合が生産した農作物をホテルに直接販売するための Politica」の例がある。この Politica ができる前は、国営農場だけがホテル等への直接販売ができた。この Politicaのおかげで、生産物の量が 4 倍に増え、協同組合の収入も増加した。最も大きな影響を与えた Politica としては、投入材、生産物の取引の自由化、補助金の廃止に関するものである。このような政策は、ハバナの南に位置する「青年の島」（フベントウド島）でパイロット事業として実施されていたが、この Politica が施行されたことにより、全国での実施が可能となった。マクロ経済的な影響力を持つ Politica としては、価格に関する Politica、課税に関する Politica、水利用に関する Politica がある。

六つの Politica が承認の手続きに入っているが、この中には、種子に関する Politica と灌漑と排水に関する Politica がある。このほか、11 の Politica が準備中で、まだ作業が始まっていない五つの Politica がある。

農業政策の基本としては、国への生産物の売却が義務付けられている点が挙げられる。政府の買入れのための企業として Acopia がある。国への低価格での生産物売却の義務を果たせば、余剰作物は自由に販売できる仕組みとなっている。以前は、全作物が対象とされていたが、2011 年の党大会後に、米、フリホル豆、牛乳など 21 種類に限定され、他の品目は自由に販売できるようになったほか、上に述べた、2012 年の「協同組合が生産した農作物をホテルに直接販売するための Politica」の採択などにより、農作物の販売の自由化が進

んでいる。現在では、ジャガイモについては、種芋などに補助金が使われていることもあり、生産物をすべて政府に販売する必要がある、牛乳は 7 歳未満の幼児に一日 1 リットルを低価格で提供するためにすべての牛乳を政府が買い取ることになっている他は、作物の販売は自由になっている。とはいうものの、訪問した CPA では全ての生産は Acopio を介して国との契約の下に行われており、多くの農作物は従来通り、国に販売されているものと思われる。

生産者に対する政府のサポートとしては、家畜衛生に関するサービスの提供、トラクター等の補助が挙げられる。そのために Comicion central（中央委員会）が設置され、生産者（ANAP が農民代表）、消費者の参加を得て価格の決定を行っている。牛乳の生産者からの購入価格は 1 リットルあたり 4.5 ペソ、売値は 0.25 ペソとなっており、差額は国により補填されている。獣医によるサービスは国の企業（empresa estatal）が行っている。ブルセラ等の予防は国の責任となっている。すべての牛乳を検査するための集中化されたシステムを持っている。生産物の輸送、トラクターの使用については、CCS が必要なサービスを有償で供給している。CCS には十分な数のトラクター、トラックが備わっていないで、また、車齢も 20～25 年に達するものが多い。農村における、トラクターの不足は家畜の利用による牽引(Traccion animal)で補っている。

キューバでは、農作物の 74%が有機栽培であると考えられている。果物のほとんどは有機であると考えられており、投入材が不足していたことが原因である。有機農作物の販売に当たっては、有機産物と通常の産物での価格差は無い。輸出と目的とした一部の産物（コーヒー、タバコ、砂糖）では外国の有機認証を得ているが、手続きに高額な費用を要することが問題である。有機認証を得るための国際的な検査室が CPA に設置されている。(Centro de Reproducción de Entomófagos y Entomopatógenos (CREE)) 生産者は自分自身の健康のためにも有機農法を歓迎している。ANAP もサポートしている。

キューバ政府は、削減対象となった公的部門の労働者の受け皿として、また、農業生産の拡大の担い手として、労働者を農業分野に呼びこむことを目指しているが、難航しているとされる。農業振興策として、国有遊休農地の無償貸与が 2008 年にはじまった。2011 年末までに 100 万ヘクタールが貸与された。100 万ヘクタールはキューバの農業用地の 2 割超にあたるという。2008 年の制度導入当初は、耕作権の付与期間は、個人 5 年、法人 10 年だったが、2011 年の党大会後に個人 10 年、法人 25 年に延長された。耕作を継続することが貸与条件の一つになっており、耕作を続けていないと認定されると、貸与が打ち切られる。2011 年にはハバナに卸売市場も開かれた。

分権化の動きとしては、協同組合の拡大が挙げられる。従来の農牧畜業協同組合 (Cooperativa de Producción Agropecuaria: CPA) に加え、非農業部門での協同組合 (Cooperativa de Producción No-Agropecuaria) の結成を奨励している。2013 年 7 月の時点で、非農業部門の 126 組合が結成されている。ラウル政権は農産物の増産計画を打ち出しているが、これまで、流通部門などは国家が独占的に担っており、農産物が増産されても、消費地に運ぶ

手段がなく、生産地で放置されるといった問題があった。非農業部門の組合機能の拡大の一例として、運送業者の組合を結成させることで、流通の活性化や、バリューチェーンの強化を促す狙いがある。

食料・農産物輸出入を担うアリンポート（Alimport）、砂糖輸出と砂糖の加工を担うクーバ・アスーカル（Cuba Azucar）などの政府系企業に組合が編入されることも決まっている。農業分野では、農業生産のための組合だけでなく、製品の販売を目的とした二次的な組合の設立も認められた。

農業技術の普及については、農業省科学技術革新局の下に置かれた普及組織の他、キューバ農業林業技術協会（Asociacion Cubana de Tecnicos Agricolas y Forestales: ACTAF）、キューバ獣医科学諮問協会（Consejo Cientifico Veterinario de Cuba）、キューバ動物生産協会（Asociacion Cubana de Produccion Animal: ACPA）のような準政府機関が様々な普及プログラムを実施している。プログラムは、農業省の下にある普及組織の補完的な関係にあると考えられる。農業省の監督は受けるものの、予算、運営とも農業省からは独立している。経済社会政策方針の実施のための国レベルでの調整等は農業省、地域における政策方針の実施のためのサポートはこれらの機関が実施することになっている。

キューバにおいては、2016 年 4 月に次の党大会が開かれ、2030 年までの中期政策が出てくるが、どこまで改革が進むかは注目する必要がある。

3 政策の農家への浸透度

今回の調査では、個別の農家にインタビューをすることが出来なかった。そこで、農業者へのインタビューは、農業省に紹介された農牧畜業協同組合(CPA)と協同生産基礎単位(UBPC)の幹部に限定された。キューバにおいては、「党と革命の経済・社会政策指針」がすべての政策の基礎となっており、訪問した CPA および UBPC においても、幹部は経済・社会政策指針については十分承知していた。更に、キューバの協同組合は、その時々の方政策的な要求に応じる形で整備されてきたこともあり、CPA、UBPC の幹部は自分たちの組織の政策的背景について十分理解している。CPA と UBPC はその歴史的な背景、土地所有のあり方、構成員の経営への関与形態が異なるものであるが、そのことに対しては、構成員、特に幹部は十分に理解しているようである。興味深いのは、訪問した CPA と UBPC の双方において、自分たちの組織形態がより優れているということ主張していたことであった。

キューバにおいては、法律の下に指針に沿った *Politica*（政策）が作られ、それにしたがって制度等が実際に運営されることになっている。キューバにおいては、これらの仕組みはかなり厳密に運用されているようで、また、政府のサポートも政策に従って供与される。そのため、農業組合レベルでは、このような政府の政策についての情報を収集することが経営のために不可欠であり、実際にそのようにしている。また、訪問した、CPA では、203

人の組合員のうち、19 人が共産党のコアメンバーで、6 人が共産党青年団メンバーであるなど、共産党の影響力が強く、このようなことから、政府の政策は農民レベルにまでも浸透すると考えられる。

キューバで農業省とならんで実質的な農業技術の普及を実施しているキューバ農業林業技術協会 (ACTAF)、キューバ獣医科学諮問協会 (Consejo Científico Veterinario de Cuba)、キューバ動物生産協会 (ACPA) のような準政府機関においても、インタビューに応じた幹部は自分たちの業務を「党と革命の経済・社会政策指針」の地方レベルでの実践のためのものと認識しているおり、それに従った農民指導をしているようであった。

4 政策と農家のニーズのギャップ

キューバの農業政策は 2011 年の「党と革命の経済・社会政策指針」に従って行われているが、この指針はその作成に当たって、小農民とのコンサルテーションを実施し、また、ANAP を通じて CPA や CCS の考えも取り込んでいるものであり、この段階で指針と農家のニーズにはギャップは生じていないと考えられる。

しかしながら、先に述べたように、存在する法律の下に、指針の示す方向に進もうとする場合には、問題ごとに *Política*（政策）を採択する必要があり、農業者、農業組合、あるいは個人農家がイニシアティブを取るということは想定されていない。キューバにおける政策と農家のギャップとして、以下のことが指摘できる：

- 生産者と政府が売買契約を結ぶ際に、市場調査を十分にしないことから、あるいは市場が機能していないことから、ギャップが生じている。ここでは、中央集権的な政策、長い間キューバでは（価格形成の場としての）市場が存在しなかったことが影響している。現時点では、キューバでは市場はうまく機能していない。一つは市場経済になっていないことが原因と考えられる。（ここに、市場が自律的に機能するような仕組みを作る必要があるかもしれない。国際ドナーはこの部分をサポートする必要があるかもしれない。）
- 必要な生産財を農民に届けようとする際に、本当にその生産財を必要としている人に供給するのではなく、そのような生産財を受けることができる条件を満たした（しかし必要ではない）農家に生産財が配分されることがある。例えば、外国産の資材等を安い値段で農民に配分しようすると、上と同じようなメカニズムで、そのような資材が本当はそのような資材を必要としない農民に渡ってしまう。このような場合は、そのような資材を無駄に使ってしまうか、資材がブラックマーケットに流れてしまう。これに関しては、例えば政府は土壌診断を行うことにより、本当に必要な農家に必要な分だけ肥料を配分するようになった。

- 蜂蜜はキューバでは高価格で売られている。品質検査を導入して、異物の混入などがあれば生産免許が取り消されることになった。結果として、品質は向上した。牛乳の場合には、輸入量を減らすために生産増が必要であるが、品質検査を導入したところ、不合格品が増えて、結果として生産量が減ってしまった。不合格品が多かったのは、生産者に原因があるのではなく、牛乳の集荷場から工場への輸送システムが不適切であったことが原因であった。
- 農家が契約により政府に生産物を販売する場合には、契約上は農家の圃場から生産物を引き取る（輸送する）のは政府の責任である。しかし、輸送手段が確保できずに、生産物が圃場に残され、農家は生産物の代金を受け取ることが出来なかった例もある。この他の対応策として、仲買人を投入して生産者と一緒に生産物を卸売業者、小売人へと輸送するシステムの導入が考えられる。
- 土壌の質は低下しつつある。以前の肥料、農業機械の大量使用の影響が残っている。土壌劣化、土壌の硬化、塩分蓄積が進んでいる。1980 年代にアメリカ合衆国での使用量を上回る化学肥料を使用していたことが原因となっている。FAO では、土地利用型農業に当たっては、不耕起栽培を提唱している。
- 指針は地産地消を勧めている。そのため、計画生産のプロセスは中央集権型から地方分権型へ変換する必要がある。地方分権に関する実験をハバナに隣接する二つの州で実施したことがある。通常、自治体（村レベル等）には農業担当の職員がいた場合、報告は、所属する州にするのではなく、国の担当機関にすることになっている。実験的に、報告を国にではなく州にあげるように改めたところ、物品の配布がより効率的にできたという結果が出ている。これは州の長が責任を持って仕事をするようになったためであると考えられている。
- 現在のシステムがうまく行っていない例として、レストランの例が挙げられる。ある時、レストランに豚肉が十分に供給できないという事態が発生した。他方、自由化がうまくいっている例として、ニンニクの例がある。乾燥ニンニクに加工して、ラベルを導入、ブランド化することによって成功している。

5 ギャップが生まれた理由の分析と提言

現在の政府の政策は、2011 年の「党と革命の経済・社会政策指針」に従って行われていると考えられるが、その実施に当たって上に述べたような不都合が生じている。多くの不都合は政府が実施する政策（Politica）を効率的に実施するための条件が満たされていないことが考えられる。キューバは指針に基づき、社会主義計画経済から市場経済へ移行しようとしていると考えられるが、中央集権的な官僚主義に原因する融通のなさ、市場経済に対する不慣れ等が根本的な原因であると考えられる。更に、具体的に問題となっているこ

ととして次のことが考えられる：

- 政策実施に対する技術的サポートの不足
- 普及システムの不完全さ
- 生産資材の調達メカニズムの不在
- 生産者が生産物を販売するメカニズムの不在
- 生産者が政府に農作物を販売する際の輸送手段の欠如（輸送は政府の責任）

キューバの農業政策担当者は 2011 年の「党と革命の経済・社会政策指針」の内容については精通しており、社会主義の特徴かもしれないが、指針は実際の農業政策の実施において重要であることが理解できる。また、キューバでは、フィデルに代るラウルのスピーチも国民への浸透力が強い。技術的な合理性よりもイデオロギーが、政策の決定上、重要な役割を占めていると考えられ、それにより政策の浸透度は高い。現在は市場経済への移行であると考えられ、2016 年の 4 月に予定されている、指針の見直しにおいてどのような内容が盛り込まれるかについて注目する必要があるが、その実施に当たっては、上に述べたようなギャップを分析することにより、より実地的な政策（Politica）を策定することが必要である。また、政策を実施する者が、市場経済になれていないことなども考慮し、政策の実施に当たっては、十分な訓練、あるいは、合理的なマニュアルを作成することも、有効ではないかと考えられる。

6 考察とまとめ

政策の認知度、政策と農家のニーズとのギャップについて議論する前に、調査対象国において政府の「農業政策」がどのようなものとして農家に理解されているかについて考察することにする。

今回調査対象としたすべての国において、次のような農業政策が作成され、文書化されている。

- エチオピア：5 カ年開発計画「成長と構造改革計画（GTP : Growth and Transformation Plan）（2010/11-2014/15）」
- マダガスカル：「農業・畜産・漁業セクタープログラム 2015-2025（Programme sectoriel de l’agriculture, l’élevage et la pêche : PSAEP）」
- モザンビーク：「農業セクター開発戦略計画（Plano Estratégico para o Desenvolvimento do Sector Agrário: PEDSA 2011-2020）」
- ベトナム：「新農村開発のための国家目標プログラム（National Target Program on New Rural Development : NTP-NRD（New Rural Development Program）」
- インドネシア：「農業省戦略計画 2015～2019（Strategic Plan of Agriculture for 2015-2019）」
- ミャンマー：「農業セクター20 カ年開発計画（2011/12～2030/31）および農業セクター第6次5 カ年計画（2016/17～2020/21）」
- ラオス：「第7次5 カ年国家社会経済開発計画 2011-2015」
- ボリビア：「国家開発計画『善き生活のための、尊厳ある、主権を持つ、生産的、民主的な、ボリビア』（Plan Nacional de Desarrollo : PND）」
- パラグアイ：「農業の戦略的指針 2014-2018（MEA:Marco Estratégico Agrario 2014-2018）」
- キューバ：「党と革命の経済・社会政策指針（Lineamiento de la Política económica y social del Partido y la Revolución）」

調査対象のうち、ベトナムとキューバは共産党が政権をとっている国であるが、このような国では農業政策は党組織を通じて農村まで浸透しているようである。特にキューバにおいては、「党と革命の経済・社会政策指針」は農業省の関係者はもちろん、試験研究機関、関係団体、更には協同組合の幹部まで周知されており、情報共有が徹底している。技術的な合理性よりもイデオロギーが、政策の決定上、重要な役割を占めていると考えられ、地方農業組織の幹部に共産党員が多いことも特記する必要がある。ベトナムにおいても、

最小の行政単位であるコミューン、農民団体も共産党の影響下にあるものと考えられる。これらの国では、農業政策は農民自身に向けられた政府のメッセージという面もあり、農民にこのような政策を認知させるということについては政治的な意味があると考えられる。

それに対して、その他の国においては、農民は政府の国家レベルでの農業政策については関心が低く、認知度が非常に低いこと、あるいはまったく知らないということが挙げられる。そもそも農民の教育レベルが低い国においては、農民は国レベルの政策を理解する能力は持っておらず、キューバ、ベトナムを例外とすれば、他の政府においても、国家の農業政策を農民と共有しようという発想は無いものと思える。政府が掲げる「農業発展 5 カ年計画」等の「政策」は政府内部、あるいは国際機関、ドナーにおいて使用されるものと理解されている。農民レベルでは、「政策」とは農民が政府から得られる補助金、研修参加等の農民へのサポートのことであると理解されている。この点においては、キューバにおいても、農民が政策から得られる利益のことを *Politica*（政策）と呼んでいることから見ても、農民レベルにおける「政策」の理解は他の国と共通するところがある。ベトナムにおいても、一般の農民レベルでは同様な理解がされている。つまり、政治・経済体制は異なっても、一般的な農民にとっては、政策とは政府が提供する農業振興のための具体的な施策と理解されるものとして議論を進めることにする。

（１）政策の認知度について

「提言を導くためのフローチャート(1)」に従って調査対象国における政策の認知度を分析することにする。

先に述べたように、多くの農民にとっては、「政策」とは政府が用意した農民へのサポートと理解されているが、このような政策が農家に伝達されないと、農家は「政策」によるメリットを享受する機会を得られず、また、政府の方は政策の不徹底により、政策目標を達成することが不可能となる。この点を(a) 政策の伝達をする政府の側の伝達能力の問題と、(b) 受け手である農民の理解力・情報収集能力という観点から検証する。

(a) 政策の伝達能力

農業施策および一般的な農業経営情報は多くの場合、中央官庁から地方官庁を通して農民に伝えられるが、一般的な文書の形で伝達されることが多い。情報が政府の公用語で与えられる場合、その公用語を理解できない農民（公用語がポルトガル語、フランス語であるモザンビーク、マダガスカルの多くの農民、ミャンマー、ベトナム、エチオピア等の少数民族）は行政サービスに関する情報を得ることが出来ず、結果としてそのような行政サ

ービスを受けることができないことが問題となる。この点においては、情報伝達の方法として、文書だけではなくアニメ、イラストを活用して農民への政策の伝達を促進するような工夫も必要であると考えられる。

また、エチオピアにおける携帯電話を使った農業に関する情報提供のようなパイロット事業の実施は、農民に新しい技術等を普及するためには有効であると言える。特に携帯電話はアフリカのような国々の農村地帯でも広く普及しているため、情報媒体として今後活用するような取り組みができると考えられる。

さらに、エチオピアにおいては、各農村に農民研修センターを設置し、3名の普及員を配置している。また、農民側には開発部隊と呼ばれる受け皿を作っている。このように政府側の普及制度とその受け皿を用意することで、政策の伝達にある程度の効果を期待することができる。

モザンビークにおいては、同じ集落内でも政府からの補助金や普及員のサポートを受けている農家とそうでない農家が同時に存在しており、制度運営の公平性に問題があるのではないかと思われる。異なった部族、あるいはグループ間の対立に基づくものと考えられる。途上国においては、政府に賛成する部族グループは政府からの情報提供が受けられるが、そうでないグループは無視されるという問題が存在している。

インドネシアにおいては、農業政策に関連する情報やトレーニングを、普及員を通じて得ているようであるが、首都から近いボゴール県ではこの仕組みがうまく働いているように見られるものの、首都から 1900km 離れた東ヌサ・トゥンガラ州では機能していない。遠隔地域においても同様のサービスが受けられるようにする必要がある。

ミャンマーにおいては、テレビ放送を通じて農業政策を伝えているが、政府による技術普及が十分でないところを NGO が補っている。このように、政策の普及において政府の力が足りない場合には、NGO との協調を図っていく必要がある。特に、最近はこの国でもドナーの援助を受けた NGO が普及事業を実施しているケースも多いので、このような NGO あるいは他のドナーとの協調を進めることも重要である。

(b) 農家の理解力・情報収集能力

公用語が理解できない、あるいは読めない農民が多いことは事実であり、それらの農民のサポートが必要となる。また、農民の知識が低いことも問題となる。この点に関して、マダガスカルで活動している NGO である FIFAFI（聞き取り記録 B-4）が行っているような、農民と地域の行政機関の結びつきを強め、農民が政府のサポートを得ることを支援する活動が重要となる。

農業組合の在り方が、農家の理解度に影響を及ぼす例がある。例えば、ボリビアでは、活発に活動している農協に参加している農家は、農協や農業系政治団体の会合で、政府による補助などの情報を得ているが、そうでない農家もあり、農家間でのばらつきが確認で

きた。種子や農薬を配布する政策については、支援を受けている農家と、支援の存在も知らない農家がいるなど、必ずしも平等な実施にはなっていないが、これらについては農業組合の活動を強化することにより、政府からの援助を受けやすくなるということも考えられる。パラグアイにおいては、日系農家は、日系農協の強固な組織力を利用して農業政策や政府の動向に関する情報を有していた。その一方で、周縁部にあたる地域で数年前に農業を始めた農家は、政策に関する情報はまったく有していなかった。このように、政府による十分な情報提供が無い中での組織力の重要性が指摘できる。

ラオスにおいては、政府が有機農業を推進しているということは農民の間でも、特に都市近郊においては周知されているが、これには、日本の JICA や他のドナーが実施した有機農業普及プロジェクトが影響していると考えられる。政府の政策に沿った技術協力プロジェクトの実施が、農家における政策の認知度を高める結果となっている例である。

(2) 政府の政策と農民のニーズとのギャップについて

「提言を導くためのフローチャート(2)」に従って調査対象国における政府の政策と農家のニーズのギャップについて分析することにする。

(a) 政策と農家のニーズとの整合性

調査対象国における聞き取りによれば、政策文書は、政府により準備されたドラフトを基に、農民、農民団体等との協議を経て作成されたものとされている。また、ドラフトの過程で、FAO 等の国際機関、世界銀行等の国際金融機関、主要ドナーとのコンサルテーションを経て作成されたものが多い。

内容的には、農民、農民団体等との協議を経て作成されたこと、選挙における農民票が強いことから農民に対する配慮、国際機関等によるコンサルテーションを経ていることから、農民が置かれている状況についての現状認識はほぼ的確で、農民のニーズについてもほぼ把握されていると考えられる。ただ、どの政策文書もすべての問題点に対する対策を掲げている一方で、総花的となり、政策実施の優先順位が不明である等、実際の政策の実行状況を反映していないものとなっているきらいがある、ということが、ドナー機関等からの聞き取りにおいても指摘された。

また、計画策定の際には、農民に対する説明をすることになっているにもかかわらず、農家を回るための燃料費が無い等の理由で、すべての農民に計画策定に参加する機会とは与えられていなかったとの批判もある。また、集落で農民を集めて意見を聞くにしても、多くの農民を集めた集会では発言できるのは限られた農民だけであり、そのような聞き取りは形式的なものに過ぎないとの指摘もある。

実際に農民、農民団体から指摘された政府の施策の中で、農民の求めている施策と合っていないものとして以下のような事例が挙げられた。

- 政府の政策が、農民が実施を実際に望んでいるレベルより高い場合がある。例えばエチオピアでは小規模農民のニーズは農業資材や農業ローンへのアクセスに集中しているにもかかわらず、政府の進める農業政策は農作物の輸出や海外投資の増大に集中していた。
- 上に関連して、政府が与えるものが農民にはレベルが高すぎて使いこなすことが出来ず、結局無駄になってしまう例がある。例えば、ミャンマーでは、JICA の援助で農家に与えられた日本製のトラクターが、殆ど使われずに農家の庭先に置かれている例が見られた。
- 政府が進める技術政策が農民の求めるものと異なっている場合がある。ミャンマーでは、政府が中国由来のハイブリッドライスを推奨しているのに対し、農民は土地に合った作りやすい品種を求めている。
- 政府が農業政策に関して一般とは異なる理解をしていると思われる場合がある。例えばミャンマーでは GAP (Good Agricultural Practices) が「科学的、体系的に最適な栽培法」という理解をされている。収穫物の付加価値の向上という点に関して、農民にどのようなメリットがあるのかは不明である。
- 全体として政府の農家支援は技術指導に偏っているところがあり、農家は経営指導も求めているのではないかと考えられる。

(b) 農家側の事情により政策の実行が適切にできない

一方、施策の目指す方向性は正しいと思われるが、その実施が適切にできていない場合として以下のような事例が挙げられる。

- 政府の進める施策が、農家が実際に置かれた状況を見逃している場合がある。エチオピアでは、有機肥料製造と優良種子生産を小規模農家で行うことを計画しているが、実際の農家は必要とする資材を入手することができず、また、技術指導も十分に受けられないことから、政府の施策を実施できる状況ではない。マダガスカルにおいても、政府は農業の商業化を進めるために、園芸作物の導入を勧めているが、農家は種子や肥料に係る経費をねん出することができない。このような場合は、政府の政策はいわゆる「絵に描いた餅」に終わってしまう。
- 政府が進める施策がすべての農家にとって適切であるわけではないにもかかわらず、同じ政策をすべての農家に適用する場合がある。小規模農民、特に低収入の農民に

対する政策は、農業政策と貧困政策の両面を併せ持つと考えられる。しかしながら、農家の実情を見極めないと、大きな無駄を生ずることがある。バリューチェーンの確立による農作物の流通、輸出の促進は多くの国で農業政策の重要事項とされているが、この政策により利益を得ることができるのは比較的豊かな農民であり、自給的な農民に対してこのような政策を適用しても、(例えば、技術協力プロジェクトにより貧困層の生計向上のためにこのような農家がバリューチェーンに参加できるようなことをプロジェクトの目標として定めても、)その目標の達成は困難であろうと考えられる。あるいは、目標が達成したとしても、プロジェクトの終了後に成果を維持することが非常に困難であることが多いと考えられる。この点に関しては、エチオピアで行われている **Growth and Transformation Plan** において、対象農家をカテゴリーに分けて、食糧不足に直面している住民に対しては貧困対策として直接給付 (**Productive Safety Net Program: PSNP**) を行い、農業生産性の高い地域においては、バリューチェーンに参加できるような支援 (**Agriculture Growth Program: AGP**) を行い、PSNP からの卒業を促すための支援策を実施していることが参考になる。USAid が支援しているこのスキームは成功をおさめているという。

- 政府が進める大規模開発において、事業の目的に関しては正しいと思われるにもかかわらず、住民のコンセンサスが得られない場合がある。モザンビークでは、同国、ブラジル、日本の 3 カ国の協力のもとで、北部地域の農業開発である **ProSAVANA** プロジェクトが実施されているが、一部の農民の反対を受けている。反対派の農民は、プロジェクトの目指す方向性に反対するのではなく、プロジェクトの実施方法、実施による利益の配分について反対しているという。なおこの問題に関しては、一部の市民団体による反対運動も行われており、政府攻撃、政策攻撃のために使われているという面も指摘できる。
- 政策実現のために制定された法律の内容は農民に支持されているにもかかわらず、それを農民が十分に活用できない場合がある。モザンビークでは、農民に有利と言われる土地法が制定されたが、恩恵を受けられていない農民が多くいる。土地法によれば、耕作している農民は土地使用权 (**DUAT**) を取得できることになっているが、申請時に必要な書類と申請過程が非常に複雑になっていることから、小規模農家が外部からの支援を受けずに取得することは非常に困難である。この点に関しては、小規模農家の **DUAT** 取得を支援している協同組合、NGO があることに留意する必要がある。このような、農民の法的保護の分野における支援も検討する必要がある。
- 政府が進める施策を実施する政府関係者の能力が低いと考えられる場合がある。ベトナムにおいては、末端に行くほど職員のレベルが低くなるのに対し、求められる業務の範囲は広がる。そのため、現場で必要とされる幅広い知識を備えた普及人材の育成が必要である。

- 政府の進める政策を実施する際の場所の選定等において現場の意見を十分に聞かないことにより基本的な設定に誤りがある場合がある。ベトナムでバリューチェーンの構築に向けて、政府が生産物の販売所を指定しているが、人通りが少ない等住民の意見を無視した場所の選定を行っている。この件に関しては、マーケティング等、本来民間セクターが担当するような分野においては、プロジェクトの実施に当たって、民間のリサーチ機能をもっと活用することが提案できる。
- 政府の進める施策が現状ではモデル的な範囲に留まり、全国的な展開についての見通しがつかない場合がある。ラオスの有機農業において、有機産品が通常栽培の産品に比べより高価に販売できているのは、ビエンチャン市内の指定された市場においてのみであり、その他の場所では通常のもものと区別されていない。このような特設の市場を全国に設けることは非常に困難であると考えられる。
- 農民の求めに応じて農民に生産財を配布することにしたが資金不足で十分な供給ができない場合がある。ボリビアでは、小麦やジャガイモの生産者を対象として種子や肥料の無償配布をすることになっているが、すべての農家には行き渡っているわけではない。このような場合、政府の施策の中途半端な実施はかえって農民間に不公平感を生む原因となる。
- 政府の進める支援等が技術面に集中し、経営面における支援の増加が望まれている。パラグアイの農牧省は技術指導には力を入れているようだが、経営面での指導も強化することで、小規模農家のニーズを満たすことにつながると考えられる。
- 政府が政策を実施する際に、十分な調査をしないことにより支障が生じている場合がある。キューバでは、生産者と政府が売買契約を結ぶ際に、市場調査を十分にしないことから、あるいは市場が機能していないことから、ギャップが生じている。ここでは、中央集権的な政策と、長い間キューバでは（価格形成の場としての）市場が存在しなかったことが影響している。現時点では、キューバでは市場はうまく機能していない。一つは市場経済になれていないことが原因と考えられる。政府の干渉を排除して、市場がうまく機能するような仕組みを作る必要があり、また、ドナーあるいは民間セクターがこの部分をサポートする必要があるかもしれない。
- 生産財等を配布する際に、本当に必要とする者ではなく、必ずしも必要ではないが、形式的な配布の要件（例えば一定期間以上の営農歴）を満たす者に配布され、無駄になってしまう場合がある。キューバではこのような形式主義が横行して、不必要に配布された生産財が必要もないのに投入された結果、闇市場に流れたりしている。キューバでは、例えば肥料の配給の際に土壌の肥沃度調査を実施することにより、合理的な肥料の配布を可能にした例がある。

(3) ギャップの生じる原因について

政府の政策と農民のニーズとの間にギャップが生じる原因としては、前に述べたように、政策立案段階で政府が実施する農民からの聞き取りが十分でないこと、場合によっては形式的なものにすぎないことが考えられる。また、マダガスカルの例にもあるように、政府末端の機関である郡レベルの農業局では、農家のニーズを十分に把握しているにもかかわらず、中央政府と地方政府とのコミュニケーションが十分でないことから、中央政府の政策に反映されていないことがある。

更に、政策のドラフトの段階で国際機関、ドナー等、あるいは外国人の政策アドバイザーの影響が強すぎ、結果として農家のニーズとはかけ離れたものが政策として採用されることがあるのではないかと考えられる。ここには、外国の成功例を導入国の実態に十分な配慮をせずに導入する事例が挙げられる。例えば、ラオスでは有機農業の普及が農業政策上高い優先順位を与えられているが、ラオス国内外におけるラオス産有機農産物の市場が十分確保できていないことには十分な配慮がなされていない等の問題がある。有機農業は、キューバにおいても振興が図られているが、キューバにおいては、アメリカによる経済制裁により化学肥料等が不足したためやむを得ず始めた低投入農業であったが、独自の研究の末、都市住民からも受け入れられキューバ式の有機農業として定着している。

(4) まとめ（途上国援助についての提言）

本調査において、農家のニーズと政府の農業政策のギャップを分析することにより、途上国援助に関連して、次のことが提言としてまとめられる。

政策の認知度を高めるための方策

(1) 公用語以外の媒体による情報伝達の導入

多くの途上国、特にアフリカにおいては、農家が政府の使用する公用語が理解できないことが多く、これが農家における政策の認知度が低いことの原因となっている、そのため、公用語以外の現地語による政策の普及を図る、また、非識字者も多いことから、文字以外にもイラストあるいはアニメなどを使った政策の伝達方法を採用する。

(2) テレビ、ラジオ等のマスメディアの利用、携帯電話、インターネット等の利用

(1)とも関連するが、紙媒体による政策の伝達は、多くの途上国では困難な状況にある。一方、テレビ、ラジオ等のマスメディアは途上国でもかなり普及しており、現地語の番組も制作されている。また、最近では携帯電話の普及率は途上国でも急速に伸びている。このような状況を生かして、農家への政策の伝達方法を改善することが可能である。

(3) 普及組織、農民組織の利用による政策の流布

普及組織、農民組織が間に立つことにより、政策がより効果的に農民に認知されることが観察された。普及組織、農民組織のリーダーは公用語を理解し、一般の農民より政策を理解する能力を備えていると考えられることから、政策の農民への浸透に関連して重要な役割を果たすことができると考える。

(4) 農民と地域の行政機関の結びつきを高めるための NGO の活用、サポート

(3)とも関連するが、NGO が農民と地域の行政機関の間に立ち、政策の実現と農家のニーズを満たすことを期待することが可能である。特に、政府系の普及組織、農民による農民組織の活動が弱い時には、外部の援助を受けた NGO による補強が有効であることが多い。このような NGO の活動は欧米系のドナーによるサポートを受けることが多い。

(5) パイロット事業を通じた政策の流布

新しい技術、作物の導入を目的とする政策を普及するためには、パイロット事業によるデモンストレーションが効果的である。このようなパイロット事業を実施することにより、農民に政府の政策を知らしめるのみならず、農民のモチベーションを上げることができる。また、パイロット事業を実施することにより、農民側のニーズや農民が取り入れやすい技術や手段を取り入れることが出来る利点がある。

途上国援助に関する提言

まず、どのような途上国援助プログラムを策定するに当たっても、そのプログラムの内容等が農民に正しく理解される必要がある。そのため、農民への情報提供に当たっては、公用語のみならず、現地語の使用および可能な場合には、イラスト、アニメを使った分かりやすい情報媒体を使用することが重要である。このことにより、途上国援助プログラムを実施する際の透明性、公平性が保たれ、事業の公正な実施が可能となる。

上のことを踏まえ、今後の日本並びにドナー諸国からの途上国援助プログラムの策定に当たっては以下のことを提言する。

(1) 農民間・地域間の差に留意した援助プロジェクトの計画・実施

途上国においても、首都近郊あるいは条件の良い地域においては外国からの援助・投資を得て、かなりのレベルの農業を実施しているところもある一方で、食料自給すらできない地域も存在している。従って、国全体に同じ農業政策を適用するのではなく、地域の発展状況に合わせた発展プログラムを用意する必要がある。例えば、現在、フードバリューチェーンの構築を掲げた援助プログラムが多く作られているが、このようなブ

プロジェクトが意味を持つのは、比較的恵まれた環境にある農家に限られると思われる。逆に限界地域においては、農業開発のプロジェクトよりもむしろ貧困対策事業を必要としている。このように、援助プロジェクトを計画・実施する際には、農民間・地域間の差に十分注意を払う必要がある。つまり、上層部を引き上げるためのプロジェクトと下層部を下から支えるためのプロジェクトに分けることが重要である。

(2) フードバリューチェーンの構築と産官学の連携

農産物の付加価値を高めることにより、農家の所得を向上させ自律的な農業を育てるという観点から、今後ともフードバリューチェーンの構築に関する援助が増えることが考えられる。フードバリューチェーン自体は民間の投資によって構成されるものであり、官はそれをサポートするための環境を整備する役割を担っている。更に、フードバリューチェーンを構成するに当たり必要な技術については、研究機関・大学が提供することが期待されている。このようなことに配慮して、フードバリューチェーンの構築に関する援助プログラムを計画・実施する際には、産官学の役割分担を明確にし、これら三つのセクターが協力できる体制を整えることが重要である。

(3) 食の安全性について

食の安全性に関する関心は先進国のみでなく途上国でも高まっている。途上国では現在でも不衛生な水、食品のため多くの感染症が問題となっており、その衛生状態の改善が求められている。一方、途上国と先進国の間では、食の安全性の問題は途上国で生産された農産物がコーデックス、ISO 等で定められた国際基準を満たすことができるのか、更に、そのような基準を満たしていることを認証するシステムが備わっているかという点に集約される。実際に、途上国の農産物で輸出できるようなものがあるにもかかわらず、このような食の安全性上の障害があるため輸出ができない場合が多くある。このような食の安全性の問題は、途上国からのフードバリューチェーンの構築の上でも大きな障害となっている。そこで、バリューチェーンの構築のために、食の安全性に関する援助プログラムの実施が望まれているところである。

(4) 有機農業、GAP 等環境保全型農業の推進

(3)の食の安全性とも関連するが、有機農業、GAP に関する関心が高まり、途上国においてもラオスのように有機農業、GAP の発展を国の農業技術政策の中でも重要視しているところもある。有機農業、GAP の持続的推進のためには、農産物をそれぞれのマニュアルに従って生産するための技術的指導と同時に、生産した農産物が市場で正当な評価を得て通常の農産物よりも高値で販売できることが必要である。そのために、国際的な有機、GAP 認証の獲得が必要とされており、それをサポートするための援助が望まれている。キューバは経済的封鎖の中で独自の有機農業を発達させてきた国であるが、キュー

一バ式有機農業とでもいえる技術体系を確立している。このようなキューバの技術を他の途上国に普及することについても検討の余地があると考ええる。

(5) 適正な農業資材の確保

途上国では、種子、肥料、農薬、農業機械のすべてが不足しているが、その大きな原因はこれらの農業資材を国内で生産できないことにある。このうち、種子の不足については、その国の環境条件に適合した品種を作るという点で、その国において最も効果的に達成することができることであり、多くの途上国においても政府の手により実施されてきた。多くの国では、主要穀類については、政府によって生産された原種が農家から農家へと流れて行くことにより普及するという仕組みが採用されている。先進国においては民間の種苗会社が野菜等の種子を生産・販売しているが、多くの途上国にはそのようなものは存在しない。援助の方法としては、民間の種苗会社の育成のための産官学の協力体制をサポートするような仕組みが考えられると同時に、植物品種保護制度の導入等に関する援助も重要である。農業の機械化はどこの途上国でも必要とされており、外国からの援助も行われている。しかしながら、エチオピアではテフの播種を手まきで行っていたり、マダガスカルでは通常の農作業に使う農機具が不足したりしている。このようなものは、通常の援助の対象とならないことも多いように見受けられるが、貧困対策の一環として援助ができると考えられる。また、多くの国で畜力・人力が動力として使われているが、畜力・人力を使った農機具の改良により、作業効率が大幅に向上することも期待でき、そこに日本の中小企業の能力を生かすことも可能であると考ええる。

(6) 普及組織・普及システムの強化・多様化

どの途上国でも農業技術普及事業の重要性は認識されているものの、普及組織はどこも人員不足で、また、予算の配分も不足気味で、十分な業務ができていない。普及組織は国の機関として、通常は農業担当省の一部となっている。この分野の強化が必要であるが、単なる現在の組織の拡充ではなく、NGO あるいは民間会社の活力も利用し、普及システムの多様化を図りながらその強化を図る必要がある。現在でも、NGO の働きにより新技術の普及が図られているところもある。地域に根差した NGO を使った方が、国の普及組織よりも効率的に運営されていることが多い。また、携帯電話の利用による、農業技術の普及を試みるようなプロジェクトが外国のドナーにより実施されている。そのような事業においては、民間セクターによる有料の技術情報の提供を行うような援助プログラムについて検討する必要がある。また、普及では技術指導に重心が置かれているが、今後バリューチェーンに関する技術指導が増えるにつれて、経営面に関する技術指導についても強化する必要があると考えられる。

(7) 民間セクターとの連携

公的機関により与えられるサービスは国家予算により実施されているものであり、可能な限り民間による有料サービスに置き換えることが望まれる。特にフードバリューチェーンの構築に当たっては、農作物の収集、加工、流通、販売は基本的に民間セクターにより行われるべきものであり、この分野における援助プログラムは民間セクターを中心として構成される必要がある。食品の安全性に関連して、安全性のチェックをする検査機関についても、検査基準等を策定する中央ラボは国の責任により運営する必要があると考えられるが、一般のラボについては民間のラボの導入を検討する必要がある。このほか、民間セクターの活力が期待できる分野として、検査業務の他、普及事業、育種・採種事業、加工・流通の分野が考えられる。流通に関しては、民間セクターを中心とした市場メカニズムを構築することが重要である。また、政府の政策を立案する際にも民間セクターのリサーチ機能を利用することが必要である。

(8) NGO との連携

既に、NGO が農家・農民への政策の伝搬という点において重要な役割を果たしていることは見てきたが、特に、普及組織が十分に発達していない国においては NGO が実質的に普及機関の役割を果たしているところも多い。そのような場所では普及体制を強化するために既存の NGO を利用するだけでなく、新しい NGO の設立を促すような政策を支持することも重要である。日本の場合には既に「草の根事業」などのように、NGO と連携した ODA を実施しているが、これら事業の対象を意識的に増やすことが有益であると考えられる。

(9) 農家が法的保護を受けられるようにするためのサポート

土地問題は農家の自立を促すという観点からも重要であり、いくつかの国では、農業政策の要と位置付けられている。そのような国では、法律により、農家に土地を分配し、登記することによりその権利を留保できる仕組みを作っているが、手続きが複雑である等の理由で、あるいは、単に農民が非識字であるが故に、そのような法律が保証する権利を享有することができない農民が多く存在している。そのような国では、NGO 等が農家に代わって必要な書類を収集・作成したり、役所における手続きをサポートしたりといった活動をしている。このような NGO はドナーにサポートされており、今後、こういったサポートを必要とする途上国の農民が増加すると考えられるため、同様のサポートの可能性について検討することが重要である。特に、大規模開発の際には、モザンビークの ProSAVANA で起こっているように、土地に関して複雑な問題を生じることが考えられる。農民の法的権利をサポートするためのフォローアップは、それ自体がプロジェクトの目的ともなり、また、技術プロジェクトの一環としてプロジェクトに付随する問題をあらかじめ解決するためのアプローチとして重要である。

添付資料1

現地調査における訪問先一覧

本事業の実施計画に従い、アフリカ、アジア、中南米において現地調査を実施した。
現地調査における訪問先は以下の通り。

【エチオピア】

訪問先等	議事録番号
塚元重光氏、JICA 専門家・農業省農業開発アドバイザー、Ministry of Agriculture	A-1
Mr. Berhanu Gezahegn、Policy Advisor、Ministry of Agriculture	A-2
Mr.Hassen Ali、Assistant FAO Representative、FAO	A-3
現地 NGO 「HENDEE」	A-4
Mr. Adam J. Silagyi、DPM、Feed the future Team Leader、USAID	A-5
Mr. Keiichiro Ichikawa、第二書記官、在エチオピア日本国大使館	A-6
Mr. Nega Wubeneh、Senior Director、Ethiopian Agricultural Transformation Agency (ATA)	A-7
Mr. Ahmed Seid、Deputy Head of Agriculture、Bureau of Agriculture	A-8
農村インタビュー1（Oromia 州 East Shoa Zone、Lome 郡）	A-9
Mr. Ayele Seifu、Secretary、Chala Farmer's Cooperative（Oromia 州 East Shoa Zone）	A-10

【マダガスカル】

訪問先等	議事録番号
Mr. Ziva Razafintsalama、Senior Rural Development Specialist、World Bank	B-1
Mr. RAKOTOARIVELO Havoson Nirina、Director, Docteur en Economie Rurale et Agroalimentaire、Ministry of Agriculture	B-2
Ms. Niry RANDRIARIMANGA、Regional Director、Regional Department of Rural Development for Itasy Region	B-3
Ms. Lalaina RAKOTONDRAZAFY、Project Manager、NGO “FAFAFI”、	B-4
農村インタビュー1（Itasy 地域圏、Arivonimamo 郡、Fokontany of Ialaroa）	B-5
Ms. Marie Danielle RAVAOARIVOLOLONA、Head of District Office、Circonscription de Développement Rural(CIRDR)	B-6

Farmers' Association “Orphelinat Ezaka Soa”	B-7
Cooperative “MANOVA”、Imerintsiatosika、Arivonimamo District	B-8
農村インタビュー2（Itasy 地域圏、Arivonimamo 郡、Commune1）	B-9
Mr. Lantonirina RAMAROSON 、 National Coordinator 、 Programme National/Bassins-Versants Périmètres Irrigués (PN/BV-PI)、世界銀行プロジェクト	B-10
Alexandre HUYNH 、 Deputy Representative、FAO	B-11

【モザンビーク】

訪問先等	議事録番号
Ms. Amanda Fong、Especialista para a Área de Empresas Privadas Equipa de Agricultura, Meio Ambiente e Investimentos、USAID	C-1
水谷章特命全権大使、庄司義明一等書記官、在モザンビーク日本国大使館	C-2
Ms. Cláudia Pereira、Program Officer, FAO Representation in Mozambique 他、FAOMs. Lalaina RAKOTONDRAZAFY、Project Mr. Mr. Brasilino Salvador、Chefe de Departamento de Agro-Pecuária、Agrarian Investment Fund (AIF)、	C-3
	C-4
Kape Kape Association	C-5
Mr. Lino Pita Nassone、The Provincial President in Maputo Province、UNAC	C-6
Mr. Haggai Mario Quissimuço、District Director at SDAE Boane District Services for Economic Activities、District Economic Activity Services – Boane Village	C-7
Mr. Clemence、Program Officer、International NGO “Action aid”	
横山浩士氏、Representante、JICA モザンビーク事務所	C-8
	C-9
25 de Setembro Association	C-10
農民グループ 1（25 DE SETEMBRO Village、Boane District）	C-11
農民グループ 2（Radio Marconi Village、Boane District）	C-12
Mr. Raimundo Matule、National Director、農業省	C-13

【ベトナム】

訪問先等	議事録番号
Mr. Pham Xuan Thinh、Senior Officer、農業農村開発省	D-1
Mr. Susumu Uchiumi、JICA 専門家、農業農村開発省、International Cooperation Department	D-2
Dr. Pham Thi Ngoc Linh、Director、Institute of Policy and Strategy for Agriculture and Rural Development – IPSARD	D-3

Mr. Pham Tien Nam、Director of Administration Department、Vietnam Farmer Union	D-4
Dr. Stephan De Haan、Program Management Officer、International Center for Tropical Agriculture (CIAT)	D-5
Mr. Jongha Bae、Representative、FAO	D-6
Mr. La Van Doan、Vice Chairman、Bac Giang Farmer Union	D-7
農村インタビュー1 (Giáp Sau cluster, Dinh Ke Ward, Bac Giang, Vietnam)	D-8
農村インタビュー2 (Da Mai Ward, Bac Giang City, Bac Giang Province, Vietnam)	D-9

【インドネシア】

訪問先等	議事録番号
Ms. Pantja Putih Wardani、Senior Project Officer、ADB	E-1
Dr. Ageng. S. Herianto、Assistant FAOR (Programme)、FAO	E-2
Ms Prasetio Wati、Head of Food Crops Unit、Agriculture and Forestry Dept of Bogor District	E-3
Dr. Ir. Ketut Kariyasa、Head of Program and Evaluation Division、Indonesian Agency for Agricultural Research and Development, Ministry of Agriculture、Center for Socio-economic and Agricultural Policies	E-4
Mr. Daniel Mangoting、Executive Director of ELSPAT/Secretary of Cooperative、ELSPAT (NGO)	E-5
農村インタビュー1 (Kecamatan Village, Bogor)	E-6
農村インタビュー2 (Tajur Village, Bogor)	E-7
Dr. Ir. Anwar Sunari、Director of Food and Agriculture、Ministry of National Development Planning of the Republic of Indonesia)	E-8
農村インタビュー3 (Faenake village, North Timor Tengah Regency, East Nusa Tenggara)	E-9

【ミャンマー】

訪問先等	議事録番号
Dr. Ye Tint Tun、Director General、Department of Agricultural Research, Ministry of Agriculture and Irrigation	F-1
Dr. Tin Htut 、Director General、Department of Planning, Ministry of Agriculture and Irrigation	F-2
中澤慶一郎所長、山崎陽子企画調査員、佐野喜子民間連携／中小企業支援	F-3

担当、JICA ミャンマー事務所	
Ms. Myat Khet Nyo、National Policy Officer、UNOPS (UN Office for Program Services)/ Livelihood and Food Security Trust Fund	F-4
鈴木一喜二等書記官、在ミャンマー日本大使館	F-5
Dr. Dilip Kumar、Interim Chief Technical Advisor、FAO	F-6
Mr. Saw Aung、Township Chief Officer、Department of Agriculture, Thanlyin Township	F-7
農村インタビュー1 (Ba Yet Village)	F-8
農村インタビュー2 (Sit Pin Kwin Village)	F-9
Dr. Sue Tun、Vice President、Myanmar Rice Federation	F-10

【ラオス】

訪問先等	議事録番号
Mr. Salongxay Rasabud、Deputy Director, Division of Planning and Cooperation、Ministry of Agriculture and Forestry, Department of Agriculture	G-1
Ms. Sisavanh Phanouvong、Senior Project Officer、ADB	
Ms. Phimmason Xaymontry	G-2
Deputy Head of Planning Division、Department of Planning and Cooperation	
農村インタビュー1 (Thakek Village, Hatsayfong District, Vientiane Capital)	G-3
長岡明チーフアドバイザー (JICA 有機農業技術協力プロジェクト)、瀬尾充	G-4
JICA 専門家 (農林省計画局)	G-5
Dr. Linkham Douangsavanh、Director General、Department of Agriculture and Forestry, Vientiane Capital (PAFO)	G-6
Dr. Sengpaseuth Rasabandith、Senior Rice Breeder、Department of Agriculture Extension and Cooperatives (DAEC)	G-7
農村インタビュー2 (Nonghao Village, Hatsayfong District, Vientiane Capital)	G-8
Mr. Khamphou Phouyyavong、Deputy Director、National Agriculture and Forestry Institute (NAFI)	G-9
Mr. Nhetdara Insisiengmay、Secretary、Lao Agro Processing Association	G-10
Mr. Thongsavanh Meeboun、Chairman、Phanphet Agriculture Development Co., Ltd	G-11
農村インタビュー3 (Ban Nongheo, Hadxaiphong District, Vientiane Capital)	G-12

【ボリビア】

訪問先等	議事録番号
食料安全保障担当、農林漁業生産課、農村土地開発省	H-1
Mr. Adhemar Selman Ibañez Ramirez、コーヒー生産のコンサルタント	H-2
Mr. Marco Antonio Veliz Peredo、生産性・商業化強化担当コーディネーター エンジニア、ボリビアエコロジー生産者組織連合会	H-3
Mr. Benjamin Martínez Martínez、President-ANAPQUI、キヌア生産者協会	H-4
Ms. Sra. Adela Baltazar Quelca、Vice President、農村先住民族団体連合会 (CIOEC Bolivia)	H-5
Ing. M.Sc. José Luis Escobar Duran、サンタクルス県熱帯農業研究所	H-6
Lic. Edilberto Osinaga Rosado、Cámara Agropecuaria del Oriente、CAO、東部 地区農牧会議所 Cámara Agropecuaria del Oriente, CAO	H-7
Donato Lazo、サンタクルス県サンフアン近郊 Enconada 地区	H-8
Santos Ovando、サンタクルス県サンフアン近郊 Enconada 地区	H-9
Sr. Pedro Arnez Rojáz、サンタクルス県ヤパカニ地区	H-10
Mario Maldonado Garcia、サンタクルス県ヤパカニ地区	H-11
Sra. Elva Ortiz Gallado、サンタクルス県ヤパカニ地区	H-12
Sr. Segunndino Zuazo Choque、サンタクルス県ヤパカニ地区	H-13
Sr. Teofio Valverde、サンタクルス県ヤパカニ地区	H-14
Sr. Danian Barja Tacure、サンタクルス県 San Miguel de Los Angeles	H-15
Sr. Martin Siles、サンタクルス県 San Miguel de Los Angeles	H-16
浅野正士、元ボリビア・トヨタ自動車サンタクルス支店長、サンタクルス 県 Samaipata	H-17

【パラグアイ】

訪問先等	議事録番号
Ing. Agr. Santiago Bertoni、計画局長 Director General Dirección de Planificación、 パラグアイ農牧省	I-1
Ing. Agr. Amanda León Alder、Presidencia del Consejo、パラグアイ農業金融公 庫	I-2
田岡功・会長理事、日系農業協同組合中央会	I-3
Dr. German Ruiz Aveiro、Presidente、パラグアイ農村協会/パラグアイ農村協 会開発基金	I-4
Juan Ignacio Colman、Municipio de Itá, Companhia de Las Piedras	I-5
Justor Riquelme、Municipio de Itá, Companhia de Las Piedras	I-6

Ciria Campusano, Municipio de Itá, Companhia de Las Piedras	I-7
Pulino Coronel, Municipio de Itá, Companhia Aveiro	I-8
柴田大作・かほる、アスンシオン	I-9
金澤要二、ラ・コルメナ	I-11
Ismael Enriquez, ラ・コルメナ	I-10
上杉良明、ラ・コルメナ	I-12
Jorge Maeda, Gerente (専務)、コルメナ・アスンセナ農協	I-13
Dr. Heinz A. Bartel R., President、ニューランド農協	I-14

【キューバ】

訪問先等	議事録番号
Ms. Alaimas Martinez Torres, Official, Ministry of Agriculture, International Affairs Office	J-1
Ing. Enel Espinosa Hernandez, Director de Cultivos Varios, Ministry of Agriculture, Seccion de Cultivos Varios	J-2
Aldain García (Director Ganadería - MINAG), Ministry of Agriculture, Direccion de Ganaderia	J-3
Mr. Miguel Angel Salcines Lope, Presidente, UBPC Organoponico Vivero Alamar	J-4
Mr. Osmar Ortega, Jefe Económico, CPA Niceto Perez	J-5
Ms. Violeta Puldon Padron, Directora Cientifica, Instituto de Investigaciones de Granos 穀類研究所	J-6
Ing. Idalmis Nazco Chavianl, Presidente Nacional, Asociacion Cubana de Tecnicos Agricolas y Forestales (ACTAF) キューバ農業林業技術協会	J-7
山倉良輔参事官、在キューバ日本大使館	J-8
Dra. Beatriz Amaro Villanueva MSc, Presidenta, Consejo Cientifico Veterinario de Cuba キューバ獣医科学諮問協会	J-9
Mr. Jorge E. Fernández Esperón, Representante Asistente (Programa), FAO キューバ事務所	J-10
Dra. C. Lissette Fernández Paramo, Secretaria ATCD Asociacion Cubano de Produccion Animal (ACPA) キューバ動物生産協会	J-11
Dra. Maricela Díaz Rodríguez, Investigadora Auxiliar (Directora) 、Especialista、Dirreccion de Ciencias e Innovacion Tecnologica、Ministeterio de la Abicultura 農業省科学技術革新局	J-12

添付資料 2

収集資料一覧

本事業の実施計画に従い、アフリカ、アジア、中南米において現地調査を実施した。
現地調査において収集した資料は以下の通り。

※現地語の資料の場合は形態欄に「※」を記載

番号	資料の名称	発行／入手機関	形態
A	エチオピア		
1	ATA Annual Report 2013/2014	Ethiopian Agricultural Transformation Agency (ATA)	紙媒体
2	Ada'a – Liben Woreda Pilot Learning Site Diagnosis and Program Design	Government of Ethiopia	電子媒体
3	Growth and Transformation Plan (GTP)	Ministry of Finance and Economic Development	電子媒体
4	Comprehensive Africa Agriculture Development Programme (CAADP)	African Union & New Partnership for Africa's Development (NEPAD)	電子媒体
5	Agricultural Growth Program (AGP) Of Ethiopia: Baseline Report 2011	International Food Policy Research Institute	電子媒体
6	Targeting Ethiopia's Productive Safety Net Programme (PSNP)	Overseas Development Institute	電子媒体
B	マダガスカル		
7	PSAEP (Programme sectorial Agriculture, Elevage et Peche)	Ministry of Agriculture	紙媒体
8	Strategie Nationale de Relance du Developpement (SNRD)	Government of Madagascar	電子媒体
9	Monographie Regionale Itasy	Government of Madagascar	電子媒体
10	Itasy Crop Production Statistics	Regional Department of Agriculture: Itasy	電子媒体
C	モザンビーク		
11	New Alliance Cooperation Framework for Mozambique	USAID	紙媒体

12	USAID funded SPEED Program document	USAID	紙媒体
13	2014 New Alliance Progress Report	USAID	紙媒体
14	PLANO NACIONAL DE INVESTIMENTO DO SECTOR AGRARIO 2013-2017 PNISA	Ministry of Agriculture	紙媒体
15	LEI DO CAJU Lei No 13/99 (Law on Cashew Nuts)	Government of Mozambique	電子媒体
16	REGULAMENTO DE PRODUCAO, COMERCIO, CONTROLO DE QUALIDADE E CERIFICACAO DE SEMENTES	Government of Mozambique	電子媒体
17	Strategic Plan for Agricultural Development PEDSA 2010 - 2019	Ministry of Agriculture	電子媒体
18	Extension Master Plan 2007-2016	Ministry of Agriculture	電子媒体
19	LEI DE TERRAS	Government of Mozambique	電子媒体
20	ESTRATEGIA E PLANO DE ACCAO DE SEGURANCA ALIMENTAR E NUTRICIONAL 2008-2015	Government of Mozambique	電子媒体
21	Estatisticas Do Distrito – Boane 2008	Instituto Nacional de tatistica	電子媒体
22	Proposta do Programa Quinquenal do Governo 2015 - 2019	Government of Mozambique	電子媒体
D	ベトナム		
23	1440/QD-BNN-KH	Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD)	電子媒体
24	ベトナムのプロジェクトリスト	Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD)	電子媒体

25	政策決定プロセスに関するパワーポイント資料	Institute of Policy and Strategy for Agriculture and Rural Development – IPSARD	電子媒体
26	CIAT のパンフレット	CIAT Asia - International Center for Tropical Agriculture (CIAT)	紙媒体
27	商品を紹介するパンフレット	Giáp Sau cluster, Dinh Ke Ward, Bac Giang	紙媒体 ※
E	インドネシア		
28	Blue Book 2015	Asian Development Bank	紙媒体
29	Agro-Socioeconomic News letter (3 部)	Center for Socio-economic and Agricultural Policies	紙媒体
30	Short book about Social Economy	Center for Socio-economic and Agricultural Policies	紙媒体
31	Analisis Kebijakan Pertanian	Center for Socio-economic and Agricultural Policies	紙媒体
32	機関のパンフレット	Center for Socio-economic and Agricultural Policies	紙媒体
33	Cooperative の活動内容を説明したパンフレット	ELSPPAT (NGO)	紙媒体 ※
34	400 Agricultural Innovative Technologies	Ministry of National Development Planning of the Republic of Indonesia	紙媒体
F	ミャンマー		
35	Department of Agricultural Research のパンフレット	Ministry of Agriculture and Irrigation, Department of Agricultural Research	紙媒体
36	第 6 次 5 カ年計画案 (2015/16-2020/21)	Ministry of Agriculture and Irrigation	電子媒体
37	Myanmar Agriculture in Brief 2014	在ミャンマー日本大使館	電子媒体
38	Myanmar Rice Sector Development Strategy	在ミャンマー日本大使館	電子媒体
G	ラオス		
39	Agreement on Endorsement and Promulgation of Development Strategy of the Crop Sector 2025 and Vision 2030 (冊子)	Ministry of Agriculture and Forestry, Department of Agriculture	紙媒体

40	Sector Working Group on Agriculture and Rural Development 資料	JICA 専門家	紙媒体
41	スライド資料：Strategy of Agriculture 2025 and Vision 2030	JICA 専門家	紙媒体
42	スライド資料：OA Strategy Development Future Plan	JICA 専門家	紙媒体
43	パンフレット：Lao Organic Agriculture Promotion Project	JICA 専門家	紙媒体
44	Agreement of Minister Regarding the Establishment of Agriculture Production Groups	Department of Agriculture Extension and Cooperatives (DAEC)	紙媒体
45	Agreement of Minister Regarding the Establishment of Agricultural Cooperatives	Department of Agriculture Extension and Cooperatives (DAEC)	紙媒体
46	機関のパンフレット	Department of Agriculture Extension and Cooperatives (DAEC)	紙媒体
H	ボリビア		
47	ボリビアの農業政策、農業生産に関する概要の資料	農村土地開発省（Ministerio de Desarrollo Rural y Terras）	電子媒体
48	ベルギーが実施したプ「コーヒー輸出者による健康と食料の安全保障へのアクセス改善プロジェクト」ファイナルレポート	同プロジェクトに参加した現地コンサルタント	紙媒体
49	団体の説明資料	ボリビアエコロジー生産者組織連合会 (Asociación de Organizaciones de Productores Ecológicos de Bolivia)	電子媒体
50	団体の説明資料	農村先住民族団体連合会 (Coordinadora de Integración de Organizaciones Económicas Campesinas Indígenas y Originarias, CIOEC Bolivia)	紙媒体
51	研究所の説明資料	サンタクルス県熱帯農業研究所	紙媒体

		Centro de Investigación Agrícola Tropical, CIAT	
52	団体の説明資料	東部地区農牧会議所 Cámara Agropecuaria del Oriente, CAO	紙媒体
53	団体の説明資料	サンタクルス県サンフアン近郊 Enconada 地区	紙媒体
I	パラグアイ		
54	パラグアイの農業政策、農業生産に関する概要の資料	パラグアイ農牧省	電子媒体
55	農村向け金融教育の教材	パラグアイ農業金融公庫 (Credito Agrícola de Habilitacion)	紙媒体
56	農協の資料	日系農業協同組合中央会 Arq. Tomás Romero Pereira y 10 de Julio, Zona Norte, Fernando de la Mora –Paraguay	紙媒体
57	協会、基金の説明資料	パラグアイ農村協会 (Asociación Rural del Paraguay, ARP) パラグアイ農村協会開発基金 (Fundacion Asociación del Paraguay para el Desarrollo)	紙媒体
58	農協の資料	コルメナ・アスンセナ農協	紙媒体
59	インディオ支援のプロジェクト資料	ニューランド農協	紙媒体
J	キューバ		
60	キューバ農業についての説明のためのパワーポイント	Ministry of Agriculture, International Affairs Office	電子媒体
61	農業省の組織図	Ministry of Agriculture, International Affairs Office	紙媒体
62	試験場パンフレット	Instituto de Investigaciones de Granos 穀類研究所	紙媒体
63	JICA コメ生産種子技術協力プロジェクト関連資料	Instituto de Investigaciones de Granos 穀類研究所	紙媒体
64	ACTAF パンフレット	Asociacion Cubana de Tecnicos Agricolas y Forestales (ACTAF) キューバ農業林業技術協会	紙媒体

65	ACTAF の宣伝冊子 (Agricultura Organica) 3 冊	Asociacion Cubana de Tecnicos Agricolas y Forestales (ACTAF) キューバ農業林業技術協会	紙媒体
66	農業普及ワークショップの記録	Asociacion Cubana de Tecnicos Agricolas y Forestales (ACTAF) キューバ農業林業技術協会	紙媒体
67	Revista Cubana de Ciencias Veterinarias (キューバ獣医科学雑誌) (キューバにおける獣医科学 100 年特別号)	Consejo Cientifico Veternario de Cuba キューバ獣医科学諮問協会	紙媒体
68	所長であるドイツ人 Theodor Friedrich (出張中) の書いたキューバ農業についての考察を後ほど送ることになっている。	FAO キューバ事務所	電子媒体
69	ACPA の広報誌	Asociacion Cubano de Produccion Animal (ACPA) キューバ動物生産協会	紙媒体